

港区フィルムコミッション運営業務委託採点基準表  
(第一次審査)

		一次審査 (書類審査)									
		候補者名					記入者				
1 基本事項の評価【事務局採点】		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点	
		1	2	3	4	5					
(1)	業務の実績【様式4・5】	・類似業務の実績を有しているか。 以下の①～④の合計pt 17～20pt 5点、13～16pt 4点、9～12pt 3点、5～8pt 2点、4～0pt 1点  ①事業者の同種業務の実績 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ②上記①のうち、行政における業務の実績 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ③業務責任者の同種業務の実績(総括責任者) 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ④業務担当者の同種業務の実績(担当者の平均) 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt					×4			20	
(2)	専任性(手持ち業務量)【様式5】	・担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。  業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 5点 業務責任者が専任、業務担当者の専任者がいない 4点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の専任は問わない) 3点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万円以上の業務(案件)を兼任(業務担当者の専任は問わない) 2点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万円以上の業務(案件)を兼任(業務担当者の専任は問わない) 1点					×2			10	
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点	
		1	2	3	4	5					
(1) 実施体制・危機管理体制について【様式6】											
ア	実施体制・危機管理体制・業務スケジュール的的確性	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める人員体制になっているか ・個人情報取扱い等に関する安全対策及び危機管理体制は適切か ・明確な作業工程を設定し、実現性の高い計画的なスケジュールが組まれているか					×4			20	
(2) 基本姿勢について【様式7】											
ア	港区の地域特性や課題への理解度	・港区の魅力・強み、地域特性を的確に捉えているか ・上記特徴を踏まえた上で、映像制作者に最適な提案ができるか					×6			30	
(3) 全体調整について【様式8】											
ア	関係者との調整能力	・撮影にあたり、映像制作者や区有施設、その他関係施設等との交渉を円滑に行うことができる提案となっているか。 ・上記関係者へのサポートを的確に行うことができるか。					×6			30	
(4) 創意・工夫について【様式9】											
ア	メディア関係者との連携、情報収集能力及びデータベースの構築	・メディア関係者と連携し、情報収集を円滑に行うことができるか ・収集した情報のデータベース化にあたっては、誰もが見やすく効果的に活用できるような工夫がなされているか					×4			20	
イ	独創性ある情報発信	・ロケ情報の発信は多くの人に届くような方法で行われているか ・発信内容が独創的で、多くの人の注目を集めるような魅力的な内容であるか					×4			20	
ウ	来訪意欲の向上、周遊の活性化	・提案内容は来訪意欲が高まるようなものか。 ・来訪者の区内周遊が促進される内容となっているか。					×6			30	
3 見積額の評価【事務局採点】		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点	
		1	2	3	4	5					
(1)	見積額	・参考事業規模(21,076,000円)に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) 21,076,000円:1点/20,022,201円～21,075,999円:2点/ 18,968,401円～20,022,200円:3点/ 16,860,801円～18,968,400円:4点/16,860,800円以下:5点					×4			20	
<b>一次審査合計点</b>										200	
<b>加算項目【事務局にて加算】</b> ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一次評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点(250点)の5%は13点なので、最大65点 (13点×5項目) 加算されます。					事務局採点配点の満点 (50点×5委員分)			250点			
<b>ア 区内事業者優遇</b> 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 <b>イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価</b> 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算 <b>ウ 障害者雇用の評価</b> 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 <b>エ 環境配慮に対する評価</b> ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、一次審査合計点の5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算 <b>オ 災害協定活動に対する評価</b> 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算											
<b>講評等 (ポイントとなった事項など)</b>											